

「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）」と「広島県手話言語条例」の2つの条例が11月1日に施行となります。

1 要旨・目的

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得・利用の促進を目的とする「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）」と、手話言語の認識の普及や習得の機会の確保を目的とする「広島県手話言語条例」を施行する。

2 現状・背景

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、障害者の円滑な意思疎通や情報の十分な取得・利用が極めて重要であり、多様な障害特性に配慮した意思疎通支援や情報取得に関する施策を総合的に推進していく必要がある。

また、手話は、日本語とは異なる語彙や文法体系を有する独自の言語という性格を有するものの、過去には公教育において手話の使用が制約されてきた経緯もあり、手話についての理解促進や手話による意思疎通が行いやすい環境の整備が必要である。

こうした状況を踏まえ、障害者の情報保障の強化や手話言語の認識の普及等を通じて、社会全体の相互理解を促進し、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するため、情報コミュニケーション及び手話言語に関する条例を制定した。

3 条例の概要

(1) 施行期日

令和7年11月1日

(2) 策定に当たっての考え方

令和4年法律第50号「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」や、今年6月18日に成立した「手話に関する施策の推進に関する法律」に加え、その他関係法令や策定済みの自治体条例等を研究しつつ、関係団体との意見交換や当事者、有識者、障害者団体等で構成する条例検討会議での計4回にわたる丁寧かつ慎重な議論を得て、条例案を取りまとめた。

4 関連する行事のスケジュール

令和7年11月1日	条例の施行
令和7年11月15～26日	東京2025デフリンピック
令和7年12月23日	条例制定記念イベント（予定）

5 その他（関連情報等）

○ 検討経緯

時期	条例検討会議	生活福祉保健委員会
2月		条例検討会議の設置を報告
3月	第1回（条例の制定形式等に関する意見聴取）	
4月		第1回検討会議の結果報告
5月	第2回（素案について意見聴取①）	
6月	第3回（素案について意見聴取②）	素案について説明
7月	県民意見募集 ≪7/2～8/1≫	
8月	第4回（条例案について意見聴取）	パブコメの結果報告

○ 広島県HP

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syuwa-joho.html>

（※ 条例検討会議の会議資料や議事概要などを掲載）

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例

全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。

そのためには、障害の有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠であり、尊重されるべき権利である。また、障害者が必要な意思疎通手段を自らの意思で選択することにより、社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加し、健やかな生活を維持していくことが、重要である。

私たちは、このような認識に立ち、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の特性に応じた情報の取得及び利用方法並びに意思疎通手段が十分に確保されるための環境整備や、県民の障害に対する理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって障害の有無にかかわらず、県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。
- 2 意思疎通手段 言語（手話言語及び文字言語を含む。）、文字の表示、点字、触手話、手書き文字、指点字、拡大文字、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声出力装置、視線入力装置、平易な言葉、朗読、イラスト等を使った表示、コミュニケーションボード、ジェスチャー、一つずつ順序立てた説明、簡潔で直接的な表現、チェックリストの活用その他の障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段をいう。
- 3 意思疎通支援者 障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図るため、障害者とその他の者の間における意思疎通の支援を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策は、県民が人格と個性を尊重し合い、かつ、相互理解を深めるために、障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず、等しく必要とする情報を十分に取得し、及び利用することができるとともに、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、推進されなければならない。

- 2 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る支援は、県、市町、県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、障害の有無にかかわらず、基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の必要性についての理解を深め、必要な配慮に努めるものとする。

2 障害者は、この条例の基本理念の実現のため、現に情報を取得及び利用し、並びに意思疎通手段を現に使用する者の視点から、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に対して、当事者としての要望及び意見を積極的に表明するよう努めるものとする。

(意思疎通支援者及び関係団体の役割)

第6条 意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段について県民の理解の促進に努めるほか、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう必要な配慮を行うとともに、県又は市町が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制)

第8条 県は、施策の進捗状況を評価するとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

(計画及び施策の策定)

第9条 県は、前条の推進体制により、障害者基本法第11条第2項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進のために必要な事項及び具体的かつ実効性のある目標を定めるものとする。

(意思疎通支援者の養成等)

第10条 県は、第3条第2項に規定する障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(啓発及び学ぶ機会の確保)

第11条 県は、障害の特性に応じた情報の取得及び利用方法並びに意思疎通手段について県民の関心及び理解を深めることができるよう、これらの啓発及び学ぶ機会の確保に必要な取組を行うものとする。

(県政の情報の発信)

第12条 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報発信ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保)

第13条 県は、過去に発生した災害の教訓及び障害者を取り巻く防災課題を踏まえ、災害その他非常の事態において、障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報通信機器等の利用方法の習得等)

第14条 県は、障害者及び意思疎通支援者が障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を講ずるものとする。

(市町との連携)

第15条 県は、地域の実情に応じて、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る取組が促進されるよう、市町との緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(学校に対する環境の整備への支援)

第16条 県は、日常的に意思疎通手段を必要とする者に対する教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言、その他の必要な支援を行うものとする。

(事業者に対する環境の整備への支援)

第17条 県は、障害者が勤務、又は勤務を予定する事業者に対し、その障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができる環境の整備が促進されるよう、情報の提供、相談及び技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

広島県手話言語条例

手話言語は、手の形、位置及び動き並びに顔の表情を活用して視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を有する言語である。

我が国の手話言語は、過去からろう者の生きる権利としてろう者等の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治 13 年にイタリアのミラノで開催された第 2 回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定された。

我が国においても、ろう教育では読唇及び発声の訓練を中心とした口話法で進める訓示が昭和 8 年に文部大臣からなされて以来、手話の使用が禁止され、広島県においても、地域社会で手話と手話を使うろう者は偏見を持たれたり不当な扱いを受けたりするなど苦難が続き、ろう者の尊厳が損なわれていた。また、広島県は、昭和 20 年の被爆により、大きな被害を受けたが、ろう者等は、その経験を手話で語り継ぎ、手話を大切に受け継いできた。

その後、障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）においても、言語には手話が含まれることが明記されているが、今なお手話言語が言語であることに対する理解が十分であるとはいえない。

手話に関する施策の推進に関する法律（令和 7 年法律第 78 号）において、手話がこれを使用する者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項について定められたところである。

そのため、私たちは、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解及び手話の習得の促進を図るとともに、手話に関する施策を推進し、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話言語が言語であるという認識の下、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関し必要な事項を定めることにより、手話言語を必要とする者及び手話言語を必要とする者と共に生活し、学び、又は働く者の手話の習得を促進し、もって県民がより多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話言語が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろう者等の間で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下、県民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、手話言語を必要とする者の手話の使用及び習得の機会の確保が図られるよう推進されなければならない。

（手話言語の認識）

第 3 条 県は、県民に対し、手話言語が言語として認識されるよう必要な啓発を行うものとする。

2 県は、手話言語に関する文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 県民は、手話言語を言語として認識し、手話を使う権利を尊重するよう努めるものとする。

(手話の習得の機会の確保)

第4条 県は、市町、障害者、関係団体等と協力して、手話言語を必要とする者が乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保を講ずるものとする。

(学校に対する手話の習得の機会の確保への支援)

第5条 県は、手話言語を必要とする者が在学する学校に対し、手話言語を必要とする者等が手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援)

第6条 県は、手話言語を必要とする者が勤務又は勤務を予定する事業者に対し、手話言語を必要とする者及び共に働く者が手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(推進体制)

第7条 県は、施策の進捗状況を評価するとともに、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関する施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。